

資料提供

提供年月日: 令和元年(2019年)7月4日
部局名: 健康医療福祉部
所属名: 薬務感染症対策課
担当名: 感染症対策係
担当者名: 我藤・舟山
内線: 3632
電話: 077-528-3632
E-mail: eh00@pref.shiga.lg.jp

伝染性紅斑の警報発令について

「感染症発生動向調査に基づく流行の警報および注意報システムによる情報提供要領」に基づき、本日、伝染性紅斑の警報を発令しましたのでお知らせします。

なお、この発令は週単位で行い、基準値を超えている場合は継続して発令し、基準値を下回った時に解除します。

- 1 発令年月日 2019年7月4日(木)
- 2 発令地域 県内全域
- 3 定点患者数 警報発令基準値 一定点あたり2人

4 県内の状況(定点(32)あたり患者数)

保健所	県合計	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島
患者数	1.63	<u>2.86</u>	2.00	<u>2.25</u>	1.40	0.25	0.00	1.50

5 保健所管内別人口(千人) 2019年4月1日現在

保健所	県合計	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島
人口	1,411	341	343	143	227	156	153	47

6 警報発令基準

警報の「開始基準値:2(定点あたり)」を超える全ての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%を超えた場合。

なお、警報の「終息基準値:1(定点あたり)」を超える全ての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%未満になった時点で警報解除します。

7 経過

2019年第26週(6月24日から6月30日まで)の定点医療機関からの患者数の報告を集計した結果、「開始基準値:2(定点あたり)」を超える保健所(大津市、甲賀)管内人口の合計(484千人)が、県人口全体の30%(423千人)を超えたため、警報発令基準に該当しました。

8 発生状況

伝染性紅斑については、感染症法に基づく小児科定点からの患者報告であり、滋賀県において、その報告数は、県南部地域を中心に第19週(5月6日から5月12日まで)から徐々に増加し、例年より多い数で推移していました。

9 県民のみなさまへ

伝染性紅斑にはワクチンがないため、うがい、手洗いをし、予防に心がけてください。基本的に軽い症状の病気ですが、妊婦が感染すると、まれに胎児の異常や流産が生じることがあります。周囲で患者発生がみられる場合、妊娠中あるいは妊娠の可能性のある女性は、できるだけ風邪の症状がある人との接触を避けるよう注意してください。

10 参考

〈伝染性紅斑(リンゴ病)とは〉

Q1 伝染性紅斑とはどのような病気ですか。

A1 ・ヒトパルボウイルス B19 を原因とする感染症です。

・症状は、両頬に紅い発疹、体や手・足に網膜状の発疹がみられ、1週間程度で消失します。
発疹が出現する7～10日前に、微熱や風邪のような症状がみられることが多いです。

Q2 伝染性紅斑にかからないためにはどうすればいいのですか。

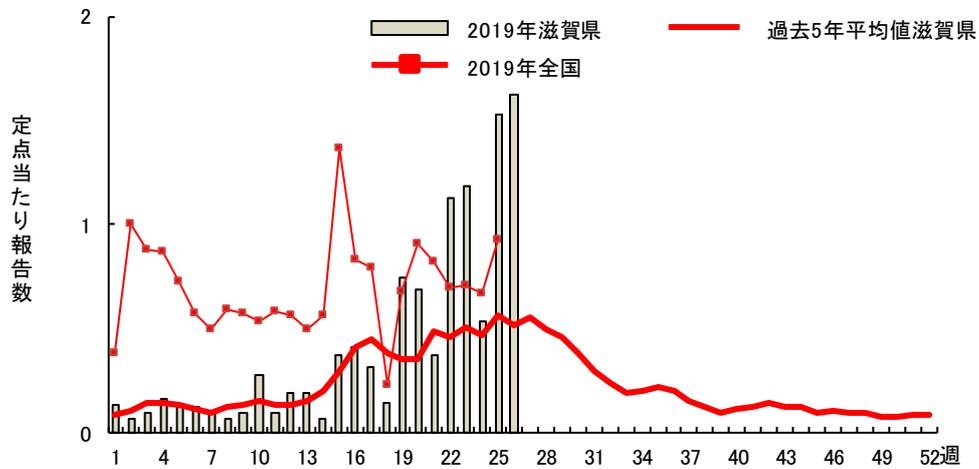
A2 ・患者の咳やくしゃみなどのしぶきに触れることによって感染する感染症なので、手洗いやうがい、咳エチケットなどの一般的な予防対策をこころがけることが大切です。

Q3 伝染性紅斑に特に注意すべきなのはどんな人ですか。

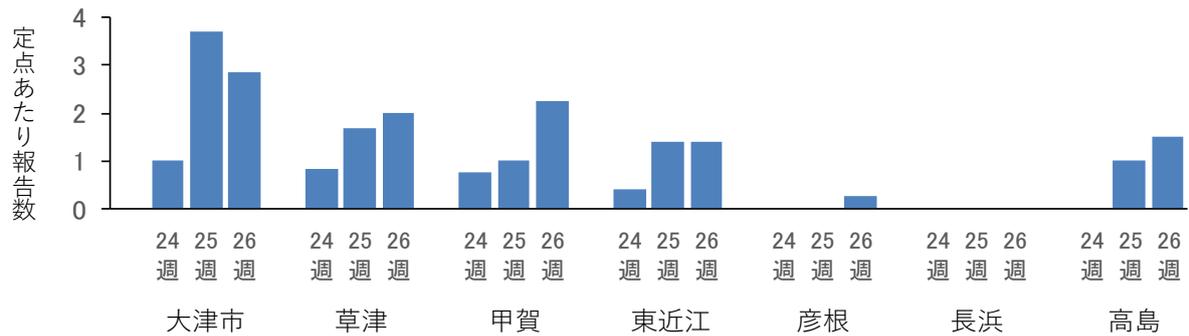
A3 ・妊娠中(特に妊娠初期)に感染した場合、まれに胎児の異常や流産が生じることがあります。周囲で患者発生がみられる場合、妊娠中あるいは妊娠の可能性のある女性は、できるだけ風邪の症状がある人との接触を避けるよう注意してください。

滋賀県における伝染性紅斑の発生状況

週別発生状況 (2019年第1～26週、滋賀県全域の定点当たり報告数)



保健所管内別発生状況 (2019年第24～26週)



年齢群別報告数(滋賀県、2019年第26週、n=52)

0～5ヶ月	6～11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10～14歳	15～19歳	20歳～
1	0	3	6	7	9	4	5	5	6	3	2	0	1

資料提供：滋賀県感染症情報センター